ドローンなど、

農業機械を使って事業を始めたい!

※1 農業支援サービス事業体とは

どなたでも、農業者をサポートする 農業支援サービス事業体(%1)として活躍できます!



農林水産省HP

https://www.maff.go.jp/j/sen/sizai/service.html]

対象者:農作業受託等を行う(または今後行う予定の)事業者 (個人・法人等問いません。事前の登録等も必要ありません。)

▶ 農作業受託(代行)に必要な農業機械の導入を支援します

例えば、

建設業者



技術を活かして 耕耘等の農作業を代行



トラクター(+アタッチメント)

個人事業主



空いた時間で防除作業を代行



ドローン

JA、農業者



地域の 収穫作業を代行



コンバイン

農作業受託に必要な農業機械は全て半額補助(※2)します

※2 補助上限額(1,500万円、3,000万円、5,000万円)

例えば、このような活用も可能です(※3)。

※3 農業支援サービス事業に取り組む前提であって、事業ごとに定める要件を満たす必要があります。



ドローンの導入※4



ドローン免許の取得※5





お試しサービスの提供※5

※4 農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援(補助率:1/2以内、補助上限額:1,500万円、3,000万円、5,000万円※5 " のうち農業支援サービス事業育成対策(補助率:定額、補助上限額:1,500万円)

令和6年度補正予算

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業



対象者

【農業支援サービス事業体】

防除・収穫作業等の作業受託や農業機械のレンタルサービスなど、 農業者に対しサービスを提供し、対価を得る事業者(本事業で始める者を含む)

(例1) 地域の農業者から委託を受け、コンバインを使って収穫作業を代行する農業者

(例2) 複数産地の農業者から委託を受け、ドローンを使って病害虫防除作業を代行する事業者

分,対象機械

- 農業機械:サービスの提供に必要な機械 トラクター、コンバイン、田植え機、ドローン、リモコン草刈り機、堆肥散布機等 (本体価格が50万円以上(税別)のもの)
 - スマート農機である必要はありません。
 - 取得単価が50万円以上であれば、アタッチメントのみの導入も補助対象になります。
 - 中古も対象です。 (法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上のものに限る)。
- ※このほか、トラクター等の大型農機と一体的に導入する場合には、セーフティローダー等の専 用運搬車の導入が可能です。

。補助率·補助上限額

- 〇 補助率 1/2以内
- 〇 補助上限額
 - ①サービスを都道府県域で提供する場合:1.500万円
 - ②サービスを都道府県域で提供し、スマート農業機械を導入する場合:3.000万円
 - ③サービスを複数の都道府県で提供する場合:5.000万円

🖎 申請先

- 〇 サービスを都道府県域で提供する場合:サービス提供先の都道府県
- サービスを複数の都道府県で提供する場合:

お住いの地域又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局等







東北農政局 関東農政局

【事業詳細や申請に関するお問い合わせ】 お住まいの地域の地方農政局等へお問い合わせください。

TEL: 011-330-8807 北海道農政事務所 TEL: 022-221-6193 TEL: 048-740-0458

TEL: 076-232-4893 北陸農政局 TEL: 052-746-1313 東海農政局

TEL: 075-414-9722 近畿農政局 中国四国農政局 TEL: 086-224-4511 九州農政局 TEL: 096-300-6273

沖縄総合事務局 TEL: 098-866-1653

農業支援サービス 関係情報はこちら

各事業メニュー の概要はこちら サービス事業 の事例はこちら

【事業全般に関するお問い合わせ】

農林水産省技術普及課スマート・サービスユニット

TEL: 03-6744-2107